

平成28年第1回

甲佐町議会 8月臨時会会議録

平成28年8月16日

熊本県甲佐町議会

平成28年第1回甲佐町議会（臨時会）目次

○8月16日（第1号）

| | |
|---------------------------------|----|
| 応招議員 | 1 |
| 不応招議員 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 本会議に職務のために出席した者の職氏名 | 1 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名 | 1 |
| 開会・開議 | 2 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について | 2 |
| 日程第2 会期の決定について | 2 |
| 日程第3 町長の提案理由の説明について | 2 |
| 日程第4 承認第9号 専決処分の報告及び承認について | 2 |
| 日程第5 承認第10号 専決処分の報告及び承認について | 9 |
| 日程第6 承認第11号 専決処分の報告及び承認について | 11 |
| 日程第7 承認第12号 専決処分の報告及び承認について | 13 |
| 日程第8 議案第41号 公事請負契約の締結について | 32 |
| 閉会 | 36 |

8月16日（火曜日）

平成28年第1回甲佐町議会（臨時会）議事日程（第1号）

（第1号）

1. 招集年月日 平成28年8月16日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 8月16日 午後1時30分 議長宣告
1. 閉会 8月16日 午後4時13分 議長宣告

1. 応招議員

| | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 山内亮一 | 2番 佐野安春 | 3番 荒田博 |
| 4番 宮本修治 | 5番 福田謙二 | 6番 西坂和洋 |
| 7番 宮川安明 | 8番 緒方哲哉 | 9番 本郷昭宣 |
| 10番 渡邊俊一 | 11番 本田新 | 12番 中村幸男 |

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

| | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 山内亮一 | 2番 佐野安春 | 3番 荒田博 |
| 4番 宮本修治 | 5番 福田謙二 | 6番 西坂和洋 |
| 7番 宮川安明 | 8番 緒方哲哉 | 9番 本郷昭宣 |
| 10番 渡邊俊一 | 11番 本田新 | 12番 中村幸男 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|------|-----------|------|
| 町長 | 奥名克美 | 副町長 | 師富省三 |
| 会計管理者 | 本田克典 | 総務課長 | 内山洋 |
| 企画課長 | 西坂直 | くらし安全推進室長 | 清水明 |
| 税務課長 | 北畑公孝 | 住民生活課長 | 古閑敦 |
| 総合保健福祉センター所長 | 井上美穂 | 福祉課長 | 北野太 |
| 産業振興課長 | 岡本幹春 | 建設課長 | 志戸岡弘 |
| 環境衛生課長 | 橋本良一 | 会計課長 | 本田克典 |
| 町民センター所長 | 中林健次 | 教育長 | 蔵田勇治 |

| | | | |
|-----------|-------|------------|-------|
| 学校教育課長 | 荒田 慎一 | 社会教育課長 | 吉岡 英二 |
| 農業委員会事務局長 | 岡本 幹春 | 選挙管理委員会書記長 | 内山 洋 |
| 代表監査委員 | 本田 進 | | |

1. 開会 8月16日 午後1時30分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 福田 謙二

6番 西坂 和洋

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 承認第9号 専決処分の報告及び承認について

日程第5 承認第10号 専決処分の報告及び承認について

日程第6 承認第11号 専決処分の報告及び承認について

日程第7 承認第12号 専決処分の報告及び承認について

日程第8 議案第41号 工事請負契約の締結について

1. 議事の経過

開会・開議 午後1時30分

○議長（緒方哲哉君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達します
ので、これより平成28年第1回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりでございます。朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番、福田謙二議員、6
番、西坂和洋議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本日の臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし。」というもの多数）

異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

承認第9号から承認第12号までの専決処分の報告及び承認について議案第41号工事請負
契約の締結について、以上5件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さんこんにちは。本日は平成28年第1回甲佐町議会臨時会を招
集いたしましたところ、ご多用の中に御参集いただき、厚く御礼を申し上げます。それでは
早速でございますけれども、提案をいたしております各議案について提案理由の御説明を申
し上げます。今回臨時会に御提案いたしております案件は承認案件が4件、それから工事請
負契約の案件が1件、以上合わせて5件でございます。以下、各議案について順次御説明を
申し上げます。

まず、承認第9号専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。この専決処分
は平成28年度甲佐町一般会計補正予算第3号であります。この補正予算は、既定の歳入歳出
予算の総額に歳入歳出それぞれ10億8,190万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億
7,254万4,000円といたしております。今回の補正は6月20日から21日にかけて発生をいたし
ました豪雨災害及び熊本地震による災害復旧費及び災害救助費など、災害関連費用に充てる

ための予算を計上したところでございます。歳出におきましては、総務費に家屋被害調査委託料490万円などを追加しております。民生費では災害派遣手当579万9,000円。派遣職員人件費負担金2,350万1,000円。災害弔慰金1,000万円などを追加しております。衛生費では需用費272万8,000円などを追加しております。農林水産業費では震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金8億3,700万円などを追加しております。土木費におきましては、役務費などに509万6,000円を追加しております。教育費におきましては、財源内訳変更を行っております。災害復旧費では農林水産施設災害復旧費に7,985万6,000円。公共土木施設災害復旧費に5,300万円。厚生労働施設災害復旧費に110万円。文教施設災害復旧費に3,085万円を追加しております。また、予備費においては2,000万円を追加しております。次に歳入でございますが、歳入では地方交付税で2,621万5,000円。国庫支出金で災害復旧費国庫負担金1,188万円。教育費国庫補助金248万3,000円。県支出金で民生費負担金750万円。農林水産業費補助金6億9,600万円。土木費補助金648万円。繰入金では財政調整基金繰入金1億5,537万4,000円。繰越金で1億7,596万9,000円を追加しております。

次に承認第10号専決処分の報告及び承認について、御説明申し上げます。この専決処分は災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、本町に派遣された職員に係る災害派遣手当の支給に関して必要な事項を定めるため、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、平成28年6月21日付で専決処分をいたしましたものであります。

次に承認第11号専決処分の報告及び承認について、御説明申し上げます。この専決処分は熊本地震の被災者に対する介護保険料の減免手続を実施することに伴い、甲佐町介護保険条例の一部を改正する必要が生じたので、平成28年6月30日付で専決処分をいたしましたものであります。

次に承認第12号専決処分の報告及び承認について、御説明申し上げます。この専決処分は平成28年度甲佐町一般会計補正予算第4号でございます。この補正予算は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30億3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億7,257万4,000円といたしております。今回の補正は、主に熊本地震による災害復旧費及び災害救助費など災害関連費用に充てるための予算を計上しております。まず、歳出でございますが、歳出においては総務費に家屋被害調査委託料458万6,000円を追加しております。民生費では災害救助費として、甲佐町地域支えあいセンター事業委託料2,600万円、応急仮設住宅コンテナハウスリース料3,500万円などを追加しております。衛生費におきましては、被災家屋等解体撤去費償還補助金3億6,600万円を追加しております。農林水産業費におきましては、甲佐町強い農業づくり交付金23億3,363万5,000円を追加しております。災害復旧費では時間外勤務手当262万2,000円。重機借上料100万円。公立学校施設災害旧設計委託料1,400万円。中学校校舎及び体育館、屋体等復旧工事1,460万6,000円。乙女小学校校舎解体工事2,600万円。乙女小学校校舎及び体育館外構復旧工事1億130万円などを追加しております。次に歳入でございますけれども、歳入におきましては、特別交付税で見込んでおりました災害等廃棄物処理事業費の一部を災害対策債に切り替えて、地方交付税6億2,144万2,000円を、繰入金で財政調整基金繰入金7,255万2,000円を減額をして、国庫支出金で災害復旧費国庫負担金

6,138万9,000円。衛生費国庫補助金1億8,300万円。県支出金で災害救助費負担金9,260万円。地域支えあいセンター設置運営事業補助金2,600万円。強い農業づくり交付金23億3,363万5,000円。町債で9億9,740万円を追加しております。

次に議案第41号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。本件は龍野小学校校舎増築等工事について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により御議決をお願いするものであります。以上、御提案いたしております各議案について御説明を申し上げましたが、御審議の節は担当課長に説明をいたさせますので、適切な御議決をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） はい。以上で奥名町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 承認第9号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4承認第9号専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山洋君） それでは、承認第9号専決処分の報告及び承認について、御説明を申し上げます。承認第9号専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。平成28年8月16日提出。町長名でございます。次のページをお願いいたします。

専第8号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。平成28年6月21日町長名です。記1、平成28年度甲佐町一般会計補正予算第3号。次の次のページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の一般会計補正予算第3号は次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億8,190万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億7,254万4,000円とするものとしております。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正によります。平成28年6月21日町長名です。次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入です。款10地方交付税に2,621万5,000円を追加し、27億4,765万7,000円としております。1の地方交付税です。款14国庫支出金に1,436万3,000円を追加し、20億3,290万4,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款15県支出金に7億998万円を追加し、14億6,093万7,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。款18繰入金に1億5,537万4,000円を追加し、11億3,286万5,000円としております。1の基金繰入金です。款19繰越金に1億7,596万9,000円を追加し、2億2,596万

9,000円としております。1の繰越金です。歳入合計、補正前の額86億9,064万3,000円に10億8,190万1,000円を追加し、97億7,254万4,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款2総務費に547万2,000円を追加し、8億4,055万3,000円としております。1の総務管理費です。款3民生費に4,663万4,000円を追加し、22億916万9,000円としております。3の災害救助費です。款4衛生費に279万3,000円を追加し、21億7,828万4,000円としております。2の清掃費です。款5農林水産業費に8億3,710万円を追加し、11億4,396万9,000円としております。1の農業費です。款7土木費に509万6,000円を追加し、9億5,602万9,000円としております。4の住宅費です。款9教育費は財源内訳変更のため補正額は0円です。款10災害復旧費に1億6,480万6,000円を追加し、5億2,998万2,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から4の文教施設災害復旧費までです。款13予備費に2,000万円を追加し、3,000万円としております。1の予備費です。歳出合計補正前の額86億9,064万3,000円に10億8,190万1,000円を追加し、97億7,254万4,000円としております。次のページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正。1追加です。事項が森林土木積算システム賃借料。期間が平成29年度から平成33年度まで。限度額が101万4,000円です。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部についてお願いします。質疑については本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

○5番（福田謙二君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 5番。福田議員。

○5番（福田謙二君） はい。5番。10ページです。款3の民生費ですね。派遣職員人件費負担金、ここに金額出ておりますけど、延べ人数としてどれくらい来られたっですかね。予算組んであつですけど。

○総務課長（内山洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） はい。お答えいたします。甲佐町につきましては熊本県をはじめ県外の各自治体から派遣をいただいておりますけれども、現在までのところ653名の方が御支援いただいておりますという状況でございます。

○5番（福田謙二君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） あの、653名のこの延べ人数ていうか、延べ日数は一緒になるわけですか。

○総務課長（内山洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） 申し訳ございません。延べ日数となりますと、おひとりの方が

二日間来たり三日間来たり1週間来たり、いろいろそれぞれありますので、日数まではちょっと積算はしておりませんが、来られた方の人数としまして653名ということになっております。

○議長（緒方哲哉君） 他に質疑ございませんでしょうか。

本予算全部についてを伺っております。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 2番。佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。2番。今の質問のあった下のほうの災害弔慰金の内訳を教えてくださいいいですか。

○福祉課長（北野太君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野太君） はい。それではあの災害弔慰金の積算の内訳ということでございますけども、災害弔慰金につきましては規定によりまして、今回の熊本地震で直接亡くなられた方はいらっしゃいませんけども、災害関連死として亡くなられた方に対してですね、生計中心者が500万円。その他が250万円となっております。で、積算の内訳としましては、今後地震関連死については、県が行います審査会の共同開催に上げまして、それから審査判定されますけども、一応生計中心者1名の500万円、その他250万円が2名で500万円、合わせて1,000万円ということで積算しております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 他にありませんか。

7番。宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい。7番。10ページですね、この農林水産業費の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金、非常にこう大きな金額が出ております。これにつきましてももう少し、担当課のほうで内容について、どういうのが上がっているのかというようなことをお聞かせ願えませんでしょうか。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） はい。それでは経営体育成支援事業について御説明を申し上げます。まず、この事業、金額がかなり高額となっておりますが、震災により被災した農機具、農機具庫、ハウス、畜舎等の復旧に要する費用の9割を助成するという事業でございます。国が50%、県と町が20%ずつ出して、9割の助成となっております。具体的な現在、この予算補正をお願いしておりますものの内訳としましては、農業機械については24件、いちばん多いのが農機具庫でございます。ほかに大型の連棟ハウス、また畜舎等の要望が上がっておりますので総額で、この歳出でいきますと8億3,700万ということで、総事業費としましては、9億2,000万程度の事業費ということになっております。以上でございます。

○7番（宮川安明君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） はい。あの、以前この件について、9割補助ということで、町の

持ち出し分ちゅうか、その、それについて国のほうから裏は取れているのかという質問をしたと思うけど、そのへんはどうなってますか。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） はい。町負担分の裏という、国の助成ということですが、以前、御質問があったときにはまだ確定していないということで、お答をしたかと思います。先日、通知がきまして、町負担分の7割については、特別交付税でみるということで通知がきているところでございます。2割の分の7割。

○7番（宮川安明君） 2割の分の7割。

○産業振興課長（岡本幹春君） の分が特別交付税で措置されるという予定でございます。

○議長（緒方哲哉君） はい。他に質疑ありませんでしょうか。

○7番（宮川安明君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） はい。7番。

○7番（宮川安明君） すみません。分かったような返事してしまったもんだから。2割の7割という金額的にいくらになるのかということなんですけど。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 失礼しました。2割の7割ということで、14%、2割負担しますが、そのうちの14%、20%のうち14%は特別交付税。6%が町の持ち出しということになります。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 分かりましたか。

産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） はい。

○議長（緒方哲哉君） 100万円を仮定してからちょっと説明してやったい。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） はい。産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 助成対象補助事業の基準額が100万円だった場合、90万円が補助金として出ます。そのうち20万円が町の持ち出しと。町から一般財源から出すこととなりますが、20万円のうち14万円は特別交付税でくると。6万円が一般財源から。100万のうち6万円が純然たる一般財源で対応するということとなります。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） よろしゅうございますか。

○7番（宮川安明君） はい。

○議長（緒方哲哉君） 他に質疑ございませんか。本予算全部について質疑を行っております。ありませんか。

○議長（緒方哲哉君） はい。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。本案に対する賛成者の発言を許します。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 11番。本田議員。

○11番（本田 新君） 承認第9号専決処分の報告及び承認についてでございますが、ここに書かれている、この承認第9号につきましては、災害による復旧ということで専決をされたものと思い、この案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第9号専決処分の報告及び承認についてを採決します。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者多数〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第10号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5承認第10号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山洋君） それでは承認第10号について御説明を申し上げます。承認第10号専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。平成28年8月16日提出。町長名でございます。次のページをお願いいたします。

専決第9号専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決する。平成28年6月21日町長名でございます。記1、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。提案理由は省略させていただきます。次のページをお願いいたします。甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町一般職の職員の給与に関する条例。昭和30年甲佐町条例第6号の一部を次のように改正する。第2条中、「勤勉手当」の次に、「災害派遣手当」を加える。第20条の次に次の1条を加える。災害派遣手当。第20条の2、災害派遣手当は災害対策基本法、昭和36年法律第223号第32条第1項に規定する職員で、住所または居所を離れて本町の区域に滞在することを要するものに対して支給する。第2項災害派遣手当の額は前項の職員が滞在した期間及び施設の区分に応じて滞在した日1日につき6,620円を超えない範囲内において規則で定める。第3項、前2項に規定するものの他、災害派遣手当の支給に関して必要な事項は規則で定める。附則、この条例は平成

28年4月1日から施行する。次のページに新旧対照表を資料としてつけております。第2条中に右側の改正案を御覧いただきたいと思いますが、第2条の最後から2行目ですけれども、そこに災害派遣手当を挿入する、追加するものでございます。次に災害派遣手当として20条の2といたしまして規定を3項目設けております。申し訳ありませんが、その新旧対照表のところの20条の2の最初の災害派遣手当はというところの、災害の害の字が、申し訳ございません。間違っております。害するの害に修正をお願いいたします。申し訳ございません。災害派遣手当についての規定をそこに挿入しておるというところでございます。今回の改正につきましては、災害対策基本法に基づき、各自治体からの災害派遣をお願いするにあたって、派遣されて来た職員の手当ての支給を行うための条例、給与条例の一部を改正を行ったものでございます。派遣が決定したときにすぐに受け入れができるように、専決処分により改正をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） はい。これより質疑を行います。質疑につきましては、本条例全部についてお願いいたします。本条例全部についてお願いをいたします。何か質疑ありませんか。

6番。西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい。あの、1日6,620円を超えないということは、これはランクがあるわけですか。

○総務課長（内山洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） はい。お答えいたします。1日につき、最高で6,620円ということでございます。これは、滞在の期間によって区分が設けられておまして、3つの期間にわかれております。30日以内の期間につきましては1日につき、これはあの、公共施設以外の施設に宿泊をされるという場合がございますが、30日以内の期間については6,620円。1日につき手当を支給すると。それと、30日を超えて60日以内の期間であれば5,870円。1日につき5,870円。それと、60日を超える期間につきましては、1日につき5,140円という規定を、こちらは規則のほうで規定するというようになっております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 他に何か質疑ありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

次に本案に対する賛成者の発言を許します。

12番。中村議員。

○12番（中村幸男君） 承認第10号専決処分の報告及び承認についてはですね、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第10号専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。本案は原案のと

おり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者多数〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第11号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6承認第11号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○福祉課長（北野太君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野太君） それでは承認第11号について御説明申し上げます。承認第11号専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成28年8月16日提出、町長名です。次のページをお願いします。

専第10号専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。平成28年6月30日町長名です。記1、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。理由としましては、熊本地震の被災者に対する介護保険料の減免手続きを実施することに伴い、本条例を改正する必要が生じたためでございます。次のページをお願いします。甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。甲佐町介護保険条例、平成12年甲佐町条例第6号の一部を次のように改正する。目次中、第3章罰則第11条から第15条を第3章雑則第11条、第4章罰則第12条から第16条に改める。第9条第2項中、町長に提出しなければならないを、町長に提出するものとする。に改める。第9条中第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。3、前項の規定に関わらず、減免すべき事由があることが明らかであると町長が認める場合は前項の規定による申請を省略し、職権により介護保険料を減免することができる。第3章を第4章とし、第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の章名及び1条を加える。第3章雑則、第11条、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。附則、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。熊本地震によりまして、住居に半壊以上の被害を受けられた65歳以上の第1号被保険者に対しまして、介護保険料の減免を行うようにしておりますけども、現在のところ対象者が1,024名という状況でございます。減免対象者は、被害認定調査を行い罹災証明を発行していることから、被災者台帳システムのデータで把握できている状況でございます。今回の条例改正の内容につきましては、熊本地震の被災者に対する介護保険料の減免を行うにあたり、被災者の負担軽減とあわせて、事務手続きの効率化を図るため減免する対象者が明確になっている場合は、申請手続きを省き職権にて施行できることとしたことと、それと、条例中に規則委任の規定がございませんでしたので追加を行ったということでございます。ち

なみに、減免の内容につきましては、規則に基づき行いますけども、基準所得金額の190万円以上か未満かで変わってまいります。減免割合ですが、基準所得未満では半壊及び大規模半壊が2分の1、全壊が全額免除となり、基準所得以上となりますと半壊及び大規模半壊が4分の1、全壊が2分の1となります。これで介護保険条例改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） はい。これより質疑を行います。質疑については、本条例全部についてお願いします。質疑につきましては、本条例全部についてを、質疑を承ります。何か質疑ありませんか。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 11番。本田議員。

○11番（本田 新君） 今回この11号で、大いに結構なことをなされておる、減免をされるということは大いに結構なことだと思いますが、今後この減免をされることによって、いわゆる減額された額ですね、そのことが介護保険のその、何て言うか会計の事業費というか会計のお金、そりゃあ当然減額されるから苦しくなるとかいう、そういったことにはなるのか、ならないのか、その介護保険会計はどうなるのか、その点についてお聞かせください。

○福祉課長（北野太君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野太君） それではあの、今回減免を行う上で、減免の想定額とそれの減収補てんということで御説明させていただきます。まず、あの、減免の対象者については現在のところ先ほど申しましたとおり1,024名で、減免の想定額は総額で3,294万5,969円となります。全体に占める対象者の割合は約25.8%でございます。保険料の総額が今年度では2億3,981万690円となっておりますので、この減免額の占める割合が約13.7%という状況でございます。この減免を行うことに対する減収補てんにつきましては、今のところですね、減免総額に対して8割に相当する額を国の特別調整交付金の交付対象とする予定であるというふうに国から通知がっております。また、更なる財政支援が必要かどうかは、免除の実施状況を踏まえ、また国のほうで今後検討する予定とのことということで通知がきております。以上でございます。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） 私がちょっと心配したのは、今回このように減額すると、将来にわたって今度はまた介護会計が厳しくなり、また介護料金の値上げと、そういったことを心配したから。この、ちょっと質問したんですけれども、そういったのは将来また考えなくちゃならんようになるんですかね。あなたの、担当課長としての見込みはどういうふうに考えておられますか。

○福祉課長（北野太君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野太君） それではあの今後の介護保険料額への影響ということでござい

ますけども、現在のところ何とも言えないというような状況でございますけども、その減免について、今回のまあ、不測の、災害に関する減免でございますので、何かしら国からのですね、支援等をいただきながら町としましては、将来の保険料額には影響が極力ないようにですね、進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

次に本案に対する賛成者の発言を許します。

12番。中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番。専第10号甲佐町介護保険条例の一部改正する条例につきましてもですね、熊本地震に伴う改正であると、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第11号専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者多数〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第12号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7承認第12号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（内山洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） はい。承認第12号について御説明申し上げます。承認第12号専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。平成28年8月16日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

専第11号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。平成28年7月20日町長名でございます。記1、平成28年度甲佐町一般会計補正予算第4号。次の次のページをお願いいたします。平成28年度甲佐町の一般会計補正予算第4号は次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30億3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億7,257万4,000円としております。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。地方債の補正。第2条地方

債の追加及び変更は第2表地方債補正によります。平成28年7月20日、町長名です。次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。歳入です。款10地方交付税から6億2,144万2,000円を減額し21億2,621万5,000円としております。1の地方交付税です。款14国庫支出金に2億4,438万9,000円を追加し、22億7,729万3,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款15県支出金に24億5,223万5,000円を追加し、39億1,317万2,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。款18繰入金から7,255万2,000円を減額し、10億6,031万3,000円としております。1の基金繰入金です。款21町債に9億9,740万円を追加し、18億5,280万円としております。1の町債です。歳入合計、補正前の額97億7,254万4,000円に30億3万円を追加し、127億7,257万4,000円としております。次のページをお願いいたします。歳出です。款2総務費に458万6,000円を追加し8億4,513万9,000円としております。1の総務管理費です。款3民生費に1億2,160万1,000円を追加し、23億3,077万円としております。3の災害救助費です。款4衛生費に3億6,600万円を追加し、25億4,428万4,000円としております。2の清掃費です。款5農林水産業費に23億3,363万5,000円を追加し34億7,760万4,000円としております。1の農業費です。款10災害復旧費に1億7,420万8,000円を追加し、7億419万円としております。2の公共土木施設災害復旧費から4の文教施設災害復旧費までです。歳出合計。補正前の額、97億7,254万4,000円に30億3万円を追加し、127億7,257万4,000円としております。次のページをお願いいたします。第2表地方債補正。1、追加です。記載の目的が災害対策債。限度額が9億5,980万円としております。記載の方法が証書借入れまたは証券発行。利率が年5.0%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行ったあとにおいては、当該見直し後の利率。償還の方法が政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、また繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えすることができる。2、変更です。記載の目的が災害復旧事業。補正前の限度額が5,210万円から3,760万円を追加いたしまして、補正後の限度額を8,970万円としております。なお、記載の方法、利率、償還の方法につきましてはいずれも変更ございません。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） はい。これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。質疑については本予算全部についてお願いをいたします。

何か質疑ありませんか。ありませんか。

○7番（宮川安明君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 7番。宮川議員。

○7番（宮川安明君） 7番。はい。歳出の14ページのですね、学校施設災害復旧工事というところで、ここにあの、乙女小学校の校舎解体工事というのが入っておるけども、私がああ、あ、11ページ。申し訳ない。11ページ。以前質問した時は、なんか解体はしなくていいような話だった。修理ですむというような、いうように理解しておるんだけども。もう少しく、内容を教えていただけませんか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。御説明申し上げます。乙女小学校の校舎の解体工事でございますけども、これにつきましては、真ん中、校舎真ん中にあります、ふれあいセンターがあったと思いますが、あの棟が傾いております、そのぶんについては文科省の調査結果につきましても大破ということで、解体が望ましいということで解体を予定をしております。以上になります。

○7番（宮川安明君） はい。議長。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） あの、それじゃあもうひとつ。その下の体育館の件は。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。議長。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。この下の校舎及び体育館の外構復旧工事ですけども、これにつきましては校舎等の補修とですね、体育館の補修の工事費になります。体育館につきましては、この前の豪雨に伴います雨漏り等もありますので屋根も含めた上での補修を考えております。以上になります。

○7番（宮川安明君） はい。議長。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） はい。分かりました。あの、ふれあいセンターを解体すると。あの棟をですね、ということだけど、ふれあいセンターについても以前、私は乙女小学校のふれあいセンターについてもう少しこう、ちゃんと、ちゃんとしたと言うか、白旗あたりのふれあいセンターに比べると非常にこう、使い勝手も悪いし、どうだろうかというような意見を出したことあるんだけど。じゃああの解体まで、その後はまだ考えてないんだね。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。議長。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。すみません。ふれあいセンターにつきましては、学校施設とまた違いますので、またそれについては、後、協議が必要となってくると思います。以上になります。

○7番（宮川安明君） はい。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい。じゃあもうひとつ。ふれあいセンターはまたその次に考えます。あの、質問しますけども、じゃああの、以前2学期までというような、甲佐中学校に通っているのを2学期を目処にというような答えだったけど、延びるんですかね、それじゃまだ。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。議長。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。前回の会議の中でですね、一応1学期中で、2学期を目処に復旧をして開始したいということで、御説明をしたと思いますけども、文科省の

調査結果に基づいて、ちょっと地質調査も必要ということですので、地質調査も今回、補正であげておりますが、地質調査をした上で外構等またあの校舎の補修等を計画いたしますので、今の段階では2学期中に補修を行って、2学期中には児童が帰れるようにですね努力してまいりたいと思っております。以上になります。

○7番（宮川安明君） はい。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 12番。中村議員。

○12番（中村幸男君） はい。地方交付税。6億2,000万。減ってとるですよ。例年並みになったという感じですけど、その地方交付税が減った理由を。それとですね、県支出金あたりが、この震災がらみで増えた、増えとるということは分かりますけど、県あたりの県補助金とかいろいろ県支出金になってくるとですね、グループ補助、地震でグループ補助に充ててもですね、なかなかですね、そのグループ補助の内容あたりをですね、県当局がなかなか教えんわけですよ。そういうことで東北大震災で担当された方あたりを逆に講師に招いて勉強しながら、それぞれの企業にグループ補助をいかにその、たくさん出してもらうような努力をしておるのが、現在なんですよ。だから私が今いちばん心配するのはですね、その、県支出金あたりが増えるということはですね、県がいろいろ、甲佐町が事業するにあたって、いろいろ干渉とはいいませんが、あの、制約あたりをしてくるんじゃないかと心配があるからおたずねしておるわけですけど。その点、2点をよろしくお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） それでは、あの、1点目の件でございます。地方交付税の減額補正をさせていただいた件につきましてでございますけれども、こちらはあの、補正第1号によりまして、災害廃棄物処理関係の事業費を特別交付税というかたちで最初見込んでおりました。これにつきましては、こちらをですね、災害対策債のほうに切り替えることができましたので、記載のほうで増額をしておいて、こちらの特別交付税ですけども、これは特別交付税になりますけれども、こちらを同じ額減額をさせていただいたというところでございます。

○議長（緒方哲哉君） はい。それとあの、もう1件のあの。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時33分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） お答えいたします。2点目の件でございます。グループ補助につきましては、中小企業向けということで商工会さんのほうにお世話になって、各中小

企業がグループをつくって復興計画を策定され、県のほうへ直接申請をされるということで、うちのほうでも計画の内容については見させていただいて、町長の推薦書と言いますか、この計画でよろしくお願ひしますというような文書をつけて、県のほうに出していただいているところでございます。また今回の県支出金23億5,900万ほど補正をしてありますが、そのうち23億3,000万ほどが農林水産業費の補助金で強い農業づくり交付金ということでこの、強い農業づくり交付金があるから町に対して県のほうから、ああせい、こうせいとかというようなことはないということでお答えをしたい、おきたいと思います。あわせまして、強い農業づくり交付金について簡単に説明をさせていただきます。この、23億ほどの補助金につきましては、JAが保有しておりますカントリーエレベーター、ライスセンター、選果場が震災で多大な被害を受けております。で、この今回補正をお願いしております分につきましては、六嘉カントリー、大島カントリー、御船カントリー、甲佐カントリーそれと選果場の分でございます。で、農協から直接JAさんのほうから県に直接申請ができませんので、町村を経由するというので、平たん4町分ということで、益城町さんにはカントリーがありませんが、益城町さんも御船カントリーを利用されているということで、平たん4町分については、甲佐町が窓口となって県へ補助金を申請すると。あと、山都町に矢部ライスセンターと御岳ライスセンターというのがありますが、この分も被害を受けておりますが、この分につきましては、山都町のほうが窓口で申請をされるということで、この23億につきましては、平たん3町にあります、カントリーエレベーター4カ所の再建なり修理に要する費用で総事業費が40億程度を見込まれております。そのうち5割を国庫、1割、10%を県費で入ってきたものをそのまま補助金として流すと。現時点で一般財源の上乗せていうのは予算上は上げておりません。俗にいうトンネル補助というようなかたちで、入ってきたものをそのまま流すという事業になっております。以上でございます。

○12番（中村幸男君） はい。議長。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） 総務課長、あの、地方交付税をですよ、特別交付税のほうを減らしてというような答弁だったでしょ。起債をおこすより交付税もらったほうがいいんじゃないですか。わざわざ起債を起こさんでもですたい。

○総務課長（内山洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） お答えいたします。最初にあの、特別交付税で見込んでおりました分は補助残についての80%を特別交付税で見込んでおりました。で、今回の災害対策債というふうに切り替えましたのは、こちらの災害対策債におきましては、その95%が普通交付税で、残り5%、更に残り5%のうちの一部をですね、グリーンニューディール補助金と、基金というものから交付されるということでございますので、更にあの、町の負担額が減るということで、こちらのほうに切り替えをさせていただいたところでございます。

○12番（中村幸男君） はい。議長。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） 理解します。ただですね、あの、私が思うのにですね、なんでその、交付税でくるやつが起債に。だから使い勝手が悪くてですね、変わるんかなていうような、その思いもあったものだから、敢えておたずねしたわけです。それとこの、要するに県補助、これについてもですね、その、グループ補助あたりを例にとって、私はまあ上げたんですけど、なかなか県が出す段階になったらですね、まるまるトンネルで言うたものですね、なかなか出らんような状況が今までもあっております。だからですね、その点、国のため敢えて、まあこの点はたずねたわけですので。ご理解を。

○議長（緒方哲哉君） 他に何か。5番福田議員。

○5番（福田謙二君） はい。5番。9ページでございます。民生費の中のいちばん最後でございます。応急仮設住宅コンテナハウスリース料ですね、これは何世帯分くらいでどちらにでるかということと、その、普通の仮設住宅ていうとと、これ、また、コンテナていうのとちょっと違うようですけど、その理由はなんでかということでございます。いいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい。応急仮設住宅のコンテナハウスリース料ということでお答えいたします。現在甲佐町のほうでは仮設住宅につきましては6団地に228戸建設中、もしくは入居中でございますが、その中のひとつの団地、白旗第3団地に町のほうでコンテナハウスの1DKを5戸リース契約をいたしまして設置をするものでございます。なぜ、するのかということでございますが、まず、この今回のコンテナハウスについて、どのようなものかというものを説明をしたいと思います。通常の仮設住宅につきましては、建設現場で建設をするものでありますけれども、今回のコンテナハウスにつきましては、工場ですべて建設、組み立て、作製をいたしまして工場で完了後、建設現場に運搬搬入をいたしまして、即設置をすることができるというものでございます。このように、工場内と現場作業の2重工程が可能となりまして、工期短縮ができるというふうなものであります。それと、今回の建設につきましては、他の団地と比べますと、いちばん最終段階での設置ということで最終的に確保いたしました土地でありまして、面積的にも若干狭いような場所になっております。そして、今回の団地がいちばん最後という、最後に建設をするということでございますので、これもなるべく早く入居ができるように、完成を急ぐ必要があります。このようなことから、今回の場合、第3団地につきましては全部で14戸の建設が可能ということで、そのうちの5戸を町が設置をいたしまして、残りの11戸を県のほうで設置をしてもらうということにしております。で、工事の進め方といたしまして、一応町で設置をいたします5戸の用地につきましては、とりあえずは熊本県で建設をされる住宅分の資材などの仮置き場として利用しながら、熊本県分を建設を進めていただきます。一方、町のほうのコンテナハウスにつきましては、熊本県分が現地で建設中に工場のほうで建設、組み立てを行いまして、熊本県分の資材置き場等が不要になった時期に、工場のほうから運搬して現地のほうに設置をするというふうにしております。これによりまして、県、町とも同時期に建設が可能となることとなりまして、結果的に工期が短縮されることとなります。一応完成予定は今月末、もしくは遅く

ても9月の上旬の早い時期になるというふうに予定をしております。なお、他の団地につきましては、ある程度の敷地面積がございましたので、熊本県のほうに全て建設をお願いしたというふうにしております。以上でございます。

○5番（福田謙二君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） はい。5番。この、コンテナハウスというのは正直言うて今の仮設よりも、構造に関してはですよ、丈夫じゃなかつですか。どぎゃんですかね、そういうところは。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） はい。基本的には、現在つくっております仮設住宅とほとんど同じようなことで、作り方としてですね、現場のほうで、資材を現場のほうに運んできてから現場のほうで建設をするやり方と、それとは別に工場のほうで全部つくって設置をするというようなことでの違いになるかと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 他にありませんか。7番。宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい。議長、あの、ちょっとこう、補正予算には直接関係ありませんけど、震災の対応等について少しこう、質問させてもらいたいと思います。よろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） はい。どうぞ。

○7番（宮川安明君） じゃあ、あの、ひとつ。建設課長だと思うんですけども、あの以前、耐震診断というようなものを予算化して今までやってきたと思うけど、その、今まで耐震化についてその、何件くらい調査をして何件くらいそういうことをされてたのかということを知りたい。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時45分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（志戸岡弘君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） はい。住宅のですね、耐震診断における過去の実績ということで平成24年度が3件、平成25年度が2件、平成26年度が0件でございました。今回の地震被害を踏まえてですね、今現在、相談件数がですね、5件ほどきております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） はい。今、数字をお聞きしましたけど、非常にこう、少なかったと。やはりですね、これだけの震災があったんだから、やはり、何て言うかな、かなり今度

は希望される方が増えるんじゃないかという思いがございませう。それと、あの、一部損壊の方、この方々がですね、結局はその、そういう診断をしたいという考えに走られるんじゃないかという思いがございませう。やはり、町としてですね、やはりもうこういうことはしっかりこう踏まえていかななくてはいけないんじゃないかというふうに思いますが、建設課長の所感を聞きたい。それにつきまして。

○建設課長（志戸岡弘君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） はい。ただいま議員さんからのお答といたしまして、あの、震災後にですね、建設課のほうに、まあ数件、先ほど5件相談があったということですが、まあ今後そのような相談とですね、地域あたりの要望を聞きまして今度、今回9月補正のほうにですね、5件ほどですね追加要望をですね、お願いするようにしております。また今後もですね、随時対応できるような体制はですね、取っていきたいと考えております。以上でございます。

○7番（宮川安明君） はい。議長。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 今、建設課長答弁されたようなことございませうけど、是非ですね、町としてもこの耐震の調査なり診断されるときには、何等かの補助と言いますか、そういうことをすべきじゃないかなというような思いがあつて質問しておりますけど、町長のお考えもお聞かせ願えれば。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この、耐震診断の補助についてはですね、国のほうが3分の1、それから町のほうが3分の1の補助を出しているということでありませう。これまであまり活用はされてなかつたんですけど、御承知のとおり今回の地震の関係で、おそらく耐震診断あるいは耐震の改修等の申し込み等も予想されますので、まあそういった時勢に合わせたところですね、対応は必要だと思ひます。ただ、今年度の、まあどこまで出来るかという、来年度の予算編成が組めないような状況になつても困りますんでですね、そのへんは財政等も協議しながら、本格的に、来年度からになるかもしれませうけども、まずは要望があがつている分については、ただいま建設課長も補正でというような考えを持っているようでありませうので、その考え方を、基づいてですね、対応していくなればというふうに思ひます。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 11番。本田議員。

○11番（本田 新君） 今回の地震のことで、こう、ひとつ触れておこうとか、これはもう新聞等に1回出ましたけれども、いわゆる液状化でいろいろ言われたと。それで新聞によると、熊本市と我が町がそれに取り組もうとしているという報道があつております。その後、町はどのような方針、考えを持っておられるのか、ことを1点お聞かせ願ひたいと。もう1点、先ほど仮設住宅の方がありました。仮設住宅で、まあ数年、対応されるというふうに思

いますけれども、それから先のそのいわゆる復興住宅、復興支援住宅、復興住宅については町はどのように考えておられるのか。この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 2点の質問ですけれども、まずは液状化の問題です。御指摘のとおり、熊本市それから甲佐町については、よく新聞で、この液状化の問題の対応ということですね、あの、記事によく載ってきますけれども、町の承認団地のほうでこの液状化の現象が発生をしております。芝原のですね。それで、国の制度がこの宅地に対しての助成と言いますか、支援が非常にこの少ない、現在までのところ、その東日本震災対応並みの支援はまだ見えておりません。従来からの既存の補助制度の事業ということでのですね、対応しかできないということで、ただ、やはり町が承認して来ていただいた団地でもありますし、町のしても何かのことを考えなくちゃなりませんけれども、まだ国のそういうふうな支援が、どういう状況になるかがまだ、見えてこないのですね。だから、あんまりこれを先走って公言してしまっても、どうなのかなという思いはあります。ただ、そのいろんな取り組みに入ります前に、まずは調査が必要だというような認識は持っておりますので、先だって団地の住民の方々を対象によっていただいて、建設課長のほうから、調査をするんだということでの説明会をやっております。この説明をやった上で、ボーリング調査が必要であれば、ボーリング調査をやりますし、地下水の高さの問題やら、いろんなあの事からの調査も必要と思いますので、まずはその前段の調査をですね、やらしていただいて、その調査をやりながら国の動向等も合わせたところで、考えて、今後の対応について考えていくならばというような思いがあります。ただ、今の段階で町がどれだけのことをしますよとかが、なかなか言えない状況にあります。中越地震それから、東日本の際には復興基金を活用したところでの何等かの対応がなされているようでありましてけれども、まだそこまでのメニューもまだ見えてないような状況でありますので。ただ、あの、町としては、この問題についてはちゃんと認識しているということは御理解いただきたいというふうに思います。それから、あの、復興住宅については企画課長のほうから詳しく御説明申し上げます。

○企画課長（西坂直君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） はい。それでは、復興住宅についてお答えいたします。震災からの被災者の方々の生活再建につきましては、住宅の復興が一番かということで、基本的には自力再建を生み出していきたいということでございます。ただし、仮設住宅のほうで2年間ということで、その中でどうしても自力再建ができられない方がおられるということで、その方々の受け皿として、復興住宅を一応計画をするようにしております。で、進め方いたしましては、一応その被災者の方々の意向を把握する必要があるということで、現在、8月の1日付です、アンケート調査を郵送で実施をしております。で、15日、昨日ですか、一応昨日を期限といたしまして、アンケート調査の提出を求めています。まだ全部が返ってきたわけではございませんので、そのアンケート調査の実施、意向をですね、確認をいたしまして建設戸数の確定をしたいというふうに考えております。それと、建設場所につき

ましても、今現在、町のほうで持っております町有地につきましては、ほとんど使っている部分、それと使っていない部分についても仮設住宅の用地ということでしておりますので、復興住宅につきましては新たに用地を確保する必要があるということで、この建設用地につきましても内部検討をいたしまして、どの場所が1番復興住宅に適した土地になるのかというようなところも勘案したところで、決定を進めたいということで、基本的に復興住宅の基本計画につきまして、11月末を目標に策定をするならというふうに考えております。そして12月の、29年度の予算編成に間に合うように一応計画を作って、実際、用地等が確保できて、建設戸数あたりも確定がしましたら、29年度から一応着工できるならというようなところで一応考えているところでございます。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） 復興住宅、自立再建を第一として、まあ、どうしてもという場合は復興住宅ということでこちらは理解いたします。で、その復興住宅をですね、どういった方々が、その条件で言うかな、そういったのはどのように考えておられるとか、また、まあここ1、2年の間に被災された方々はやっぱり将来の方針をいろいろ考えられると思います。自力で作られる方もおられるし、もう、とてもという方もおられるかもしれない。そういった方々について、どういった方々を対象にされるのかとか。また、その復興住宅というのはだいたいのその、利用料と言うのかな、どれくらいだとか、そういったことまでちょっと、私、もう少しこう、具体的にですね、まあ11月でも、充分間に合うだろうと思いますけど、そういったことについては、今教え願えることができるのがあれば、お教え願いたいと思います。

○企画課長（西坂直君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） はい。復興住宅についてはどのような方が入居可能かというようなことでございますが、今の段階で考えております復興住宅につきましては、国のほうの予算、補助事業に基いて建設をするならというふうに考えております。で、この、国のほうの災害公営住宅というふうになります。入居者資格につきましては、発生の日から3年間は、災害により逸失した住宅に居住していた者が入居できるということで、通常の公営住宅、町営住宅を建設する際には、収入要件がございます。入居資格としてはですね。ただし、今回の災害公営住宅については、被災をされた方については、入居が可能というふうになります。そして、その要件につきましても、一応3年間は災害で住宅を失った方については、3年間は入居は可能ですよと。そういう制限はなく入居ができますというふうになります。その3年後においては通常の公営住宅の考え方になろうかと思っております。

○11番（本田 新君） 議長。

その3年後は公営住宅の適用ということ、いわゆるその、所得制限だとか、そういったのが発生するということですか。

○企画課長（西坂直君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） そのようになるだろうというふうに思います。今、まだあの、詳しくですね、具体的にこうなる、ああなる、こうなるていうのはまだ出ておりませんので、ここにある国交省から出ておりますリーフレットを見ました段階では、そういうふうに、3年後については収入要件がなるだろうというふうに想定をしておるところでございます。

○11番（本田 新君） しばらく休憩を。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時09分

○議長（緒方哲哉君） 少し時間は早うございますが、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） すみません。時間を取らせました。アンケート調査を8月の1日付で8月15日までを提出期限として、一応出しております。で、アンケートの内容についてですが、若干説明をしたいと思います。一応、アンケートにつきましてはA4で表裏、全部で9、5ページのアンケートということで出しております。内容につきましてはまず、「あなたの世帯についてお伺いします。」ということで、世帯構成について聞いております。そして、二つ目に「被災をされたお住まいについてお伺いたします。」ということで、被災前の住宅の状況あたりについて質問をしております。次に、「現在の避難状況についてお伺いします。」ということで、現在はどのような避難先におられるのかということで聞いております。そして次に「今後の住宅再建の意向についてお伺いします。」ということで、その中で自力再建をされるのか、それとも民間の賃貸住宅に住まわれるのか、それとも新しく建設を予定している災害公営住宅に入居を希望されるのか、それとも親族のところに入居されるのか、そういったところを聞いております。そして、最後に新たに建設をする災害公営住宅に入居ということで回答された方について質問をしております。この中で入居を希望される方の世帯人数、それとどういうタイプの住宅を一応望んでおられるのか。ということ。それと住宅の規模、間取り等について。それと、入居を希望する環境ですね、立地条件等について。それと最後に、建設をするとしたら、どういう地区で建設を希望されますか。というようところで、一応アンケートを実施をしております。先ほど入居の対象者ということで、一応お答をいたしましたけれども、一応災害から3年間については、被災をされた方については、どういう方でも入居を希望されればですね、自力再建が難しいような方であれば、災害公営住宅については、入居は可能ということになります。それから、災害発生から3年後、3年を経過した後から新たに入居を希望される方については、通常の公営住宅と同じような考え方で収入要件が出てくるというようなことだろうということで考えております。

○5番（福田謙二君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 5番。福田議員。

○5番（福田謙二君） はい。5番。仮設住宅についてですけど、町有地の場合はいいんですけども、個人のところ、法人のところを借られてからするときに、条件ていうのはどのようなことを提示されて、まあ借りられたのか。そこらへんをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） はい。仮設住宅を建設をする用地について、町有地以外のところにつきましては、民地を一応3カ所しておりますが、いずれにつきましても、一応無償使用貸借契約。無償での使用貸借契約を結んでいるということで、そして期間につきましても、一応、まるまる建設から2年間のところもありますし、2年を過ぎたその年のいちばん最後、12月31日までというようなところで契約をしているところがあります。そういったところで契約を結んでいるところでございます。

○5番（福田謙二君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） はい。5番。ということは減免とかも何かも全然ないわけですか。ただ無償でということですか。

○企画課長（西坂直君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） はい。一応まあ賃借料につきましては無償ということでしておりますので、その中で固定資産税あたりが課税になっておりますが、そこについては一応町のほうで協議をいたしまして、減免を考えるべきだろうということで今調整をしております。

○5番（福田謙二君） 分かりました。はい。

○7番（宮川安明君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） すみません。もう少しこう、災害について。非常にこう、議員さん方も関心のあることでございますので、時間をお許し願いたいと思います。私はですね、もうひとつお聞きしたいのは、あの、公民館についてでございますけど、被災した公民館というのがあると思いますけども、どれくらいの公民館が被災しているのか、現状をお聞かせ願いたいと思います。

○社会教育課長（吉岡英二君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 被災した公民館については、先般の区長囑託員会議の中でもですね、御説明しているところでございますけども、数としてはそう多くはございませんけれども、内容はですね、それぞれまちまちでございまして、補助等につきましてもですね、現在、あの、甲佐町では早い段階でですね、郡内の災害会議の中でですね協議をされておまして、県を通じて国にも要望してあるというような状況でございますけれども、まだそういった特別な補助というのがですね、何の返答もきてないというのが現状でございます。そのため、郡内町村の対応状況を聞き取りしてはおりますけれども、今のところ、どの町村

もですね、公民館の修理、建て替え等についての町独自の補助以外の上乗せていうのはですね、考えておられないというような状況でございます。それも、あの、まずは被災された方の生活面の援助を最優先にということから、住まいが終わった後にということで、どこの町村も国、県から何らかの補助、援助があればということですね、期待をされて返答を待っておられる状況でございますけれども、今のところはございませんけども。急がれる、まあ、雨漏りがしたりだとか、ちょっと公民館が使えないというような状況で急がれる集落の方も、集落があるかと思いますので、甲佐町はですね、まずは従来の要項通りの補助率、30%の補助になります。で、対応させていただいて、その後、国、県あたりの動向を見ながらですね、もしそういった上乗せがあれば、速やかな対応ができるよう、今準備をしてるところでございます。以上です。

○7番（宮川安明君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） どうするんですかと聞こうとしたんですが、全部おっしゃったから。やっぱりその、郡内がどうこう、県の動きを見てどうこうと言われるのは分かりますけどね、やはり瓦はね、落ちてるし、当然畳も濡れてきてるし、やっぱり公民館ていうのはですよ、やっぱりこう、住民のいろんな活動をする拠点ですからね。まあ、3分の1、ここでなんとかするとか、いうのはやっぱり私は郡内先駆けてもやるべきじゃないかなというふうな思いは持っております。なかなかこれだけのこう、災害が出てますとですね、予算のほうもなかなかそう付けないというのは分かりますけどですね、まあ数的にも大して多くないというような、何軒か分かりませんが、多くないというような課長の答弁ですので、やっぱりこう、特例と言いますかね、こういうときこそ、そういうことをすべきじゃないかなというふうに私は思うのでありますけども、これについてどなたか答えていただけませんか。町長ですな。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから社会教育課長が答弁しましたけれども、一応被災の状況等については取りまとめをしております。軽微なものからひどい損害を受けているところ、やっぱり集落によってもですね、地域によってもその被害の状況は様々なような感じがします。現在3分の1、3割を町のほうが補助して公民館の改修等には助成をしてきたところでありまして、議員おっしゃるのは十分分かります。ただ、あの、これまでの東日本あるいは中越地震等の対応をみますと、県のほうで復興基金を積み立てて、取り崩し、熊本県の場合は取り崩し方式にということですけども、現在まで500億の基金を積むというふうな話でもありますので、若干そちらのほうの状況もやっぱり見ながら、やる必要があるんじゃないかというふうに思っております。要望の中でもこれまでも、要望活動の中で、やっぱり地域の公民館というのは、ある意味避難所ですね、的な役割も充分機能するような役割を果たすような施設でもありますし、非常に、地域コミュニケーションの集約の場としての役割も大きいというふうな感じを持っておりますので、もうちょっとその辺の状況を見

ながらですね、検討していきたいというふうに思います。以上です。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 2番。佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。9ページですね、熊本地震関連で解体のことが載せてありますが、解体の進行状況はどうなってるか、ちょっと教えていただけないかと思ひまして。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。お答えさせていただきます。公費解体につきましては、5月16日から受付を開始し、現在396件、うち、住家、居宅等でございますが、273棟。非住家、小屋等でございますが、283棟の申請を受け付けている状況でございます。解体そのものは6月20日に開始いたしまして、現時点で完了しておりますのが19件、現在解体しているのが12件という状況でございます。今後の見通しでございますが、公費解体のチームが現在12班作業を進めておりますが、20班まで増やす計画であります。20班で作業を行っていた場合、現在見込んでいる棟数を解体するのに200日余りかかるのではないかというふうに、今推定しているところでございます。以上です。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 解体と関連ですが、廃棄物の処理場ですね、今白旗小学校前のグラウンドと西寒野のほうですかね、2カ所ですかね、開設予定はいつまでなのでしょうかね。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。まず西寒野に設置しております仮置き場でございますが、こちらは公費解体専用の仮置き場で運用させていただいております。こちらは公費解体が完了しまして廃棄物を撤去し終えたら終了ということになります。もう1カ所、緑川グラウンドでございますが、こちらは、個人の方がやむを得ない理由で自費解体を行われた解体の廃棄物、それとあの、災害廃棄物を個人で持ち込まれる方の受け入れ場所として運営しておりますが、こちらにつきましては、今後の状況を見ながら設置終了時期については考えていきたいと思っております。以上です。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 処分場ですね、西寒野と白旗小学校前ですが、あの、場所がですね、なかなか無いこともあるかもしれませんが、やっぱり白旗小学校というの、小学校のすぐ前だというふうに思うんですよね、やはりあの、埃がしないような処理のもされてあるかと思うんですが、やっぱり埃もですね、そうは言ってもですね、かなり出てくると思ひますし、ひとつ心配するのはですね、よくあの、新聞等でも出てきますが、アスベストというような有害な物質もあるというふうに聞きますが、そういった面での対処としてですね、やっぱりあの、緑川グラウンドはですね、あんまりこう、適切な場所ではないのかなという

ような思いがありますがいかがでしょうか。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。アスベストにつきましてですが、公費解体については、事前に専門の業者がアスベストの調査を行って、アスベストが出るときは適切な処理を行うようにしておりますが、個人の方が頼まれてやってる分については、そういった確認がなされているかどうかというのが分かっていない状況です。ただ、あの、緑川グラウンドを管理していただいている業者さんが、産業廃棄物処理業界の方でございまして、そちらの専門家が入っておられますので、今後そういったチェック体制も構築していくようにさせていただきますと思います。また、飛散防止については、常時散水車を設置しております、埃等が飛ばないように注意しているところでございます。以上です。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） はい。すみません。先ほど続けて質問すればよかったんですけど、今回あの、23億超のお金を、農業予算が、まあ、甲佐カントリーを含め、JAのカントリーへということであります。じゃあその、JAカントリーはどういったふうな、事業はどういったふうに考えておられるのか、内容についてですね、ひとつお聞かせ願いたいということと、もう1点。今回補正に上がってませんが、やっぱり農地あたりがかなり被災して、かなりこう、やっておるといふふうになっております。そういったものに対してですね、どういった考えておられるのか、その2点について町の方針をお聞かせ願いたいと思います。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） はい。お答えいたします。まず1点目、JAのカントリーの件でございますが、甲佐町が窓口となっておりますのは、先ほど申しましたとおり嘉島にあります六嘉カントリー、大島カントリー、御船町にあります御船カントリー、甲佐町の甲佐カントリーの4つの施設の再編、整備と選果場の修理費用でございます。まず、農協の事業計画としまして、六嘉カントリーについては大きく被災をしているので、建て直しを行いたい。それと、大島も被災をしておりますが、大島は修理をして六嘉カントリーが再建できるまでは稼働をさせると。六嘉カントリーが出来上がった後には、大島カントリーは廃止すると。収容能力につきまして六嘉カントリー、大島カントリー共に3,000tの規模のカントリーでございます。実際の荷受けとしましては、六嘉が1,234t、米。大島が米で1,033tということで、合わせて2,260tほど。3,000tの収容能力からすればまだ余裕があるということで、ひとつに再編ということで考えられております。麦についてはそれぞれ885tと966tですので、1,850tぐらいですかね、ということです。それと、大豆の共同乾燥施設につきましては、収容能力500tのところ、現在800t荷受けをされております。160%の収容をされているということで、それにつきましては、機能拡大を行いたいということでございます。それと、甲佐と御船につきましては、益城町の方が御船のカントリーのほうにも持

ち込みをされております。益城町にない関係でですね。将来的には御船町のカントリーは廃止をしたいと。甲佐のカントリーについては機能強化を行いたいと。甲佐のカントリーが収容能力が2,500 tです。御船も同じく、収容能力2,500 t。それぞれ米、甲佐が976 t、御船が678 tの荷受けということで、合わせても1,650 tということで、まだまだ収容能力については、収容能力には余裕があるということで聞いております。で、今回特に甲佐町についてですが、現在、米、麦の荷受けでございますが、大豆の荷受けについても甲佐カントリーでできるように機能強化を図りたいと。それと、荷受けの方法としまして現在、米なり麦なりをおろして、計量が終わるまで2台の計量器で交互に、まあ1台の計量もその、荷を全部量るまでということで、かなりその、時間がかかるということで聞いておりますが、今度の整備でトラックスケールを導入したいと。荷を積んだ状態で重さを量って、あと、荷はかやして、帰りのトラックを量れば、その差分が荷の重量と、荷受けの重量ということで、荷受けの体制についても時間短縮を図りたいということで考えられております。一応、カントリー、平坦のほうだけでよろしいでしょうか。そういう、そのような計画をされております。それと選果場につきましては、選果機が震災で故障をいたしております。選果場につきましては選果機の修理費用について補助金を活用したいということでお話を伺っているところでございます。

続きまして2点目の農地の災害復旧はどのように考えているかということでございますが、現在コンサルのほうに依頼しまして、特に乙女地区、下白旗地区、当初の地震の中くぼみであったり、排水等、排水溝と給水溝と高さが逆転しとったりとか、いろんな形状のパターンが出ておりますが、面的な整備、基本的に災害で取れるものについては災害で対応したいと。ただ、農業災害の復旧につきましては、必ず受益者の負担というのがついてまいります。地震につきまして、豪雨につきましても激甚指定を受けましたが、それ、激甚指定を受けて国庫補助のかさ上げがあっても、必ず受益者負担でというのがついてまいります。受益者負担の8割については町でみるように規則で定めておりますので、残りの受益者負担分の2割を受益者の方で負担していただくということになりますので、事業費が固まった時点で、受益者の方の災害復旧をされるのか、されないのか、施工の同意と受益者負担についての約束をしていただかなければ着工できませんので、概略の設計ができた時点で各集落のほうに出向きまして、地権者の方お集まりいただきまして、事業説明等を行いたいということで考えております。災害査定のほうが基本的に年内に受けるというのが原則でございますので、年内にできるだけ早い時期に。また、雨につきましても、なかなかコンサル業の方がつかまらなかったということもありまして、今、宮内から全ての農地に田畑につきましては、一筆ごと調査をしていただくようお願いをしているところでございます。その中で、災害にかかるところ、かからないところ分けて、災害にかかるところについては、概略の設計をした上で関係地権者の方お集まりいただいて、先ほどの、地震と同じように説明をした上で、事業をするかしないかというのを確定していくということになるかと思っております。時期的にはちょっと遅くなってございますが、先ほどからもありましたとおり、まず住まい、また道路、水道等の公共インフラが先あって、農地ということで、農業関係につきましてはちょっと後

○7番（宮川安明君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） あの、課長すみませんね。長くなりますけど。今の答弁で非常にこう、気になった点がございます。と、申しますのは大豆がかなり面積が増えた。私も船津の畑かん、それから液状化で植えられなくなったところには大豆を植えなさいというような、国の方針に沿ってそれを進められておるといことで、かなりの面積といことでございますが、それじゃあ、あの、単純な質問をいたしますけども、あの、私たちはその、そもそも作付けをするときは、水田協議会というもので町長が会長でやっておられるところで、いろんなことを、決め事でやっております。で、それじゃあですね、その、そのとき決めた大豆に対しての補助金については、どうなさるのか。この面積が増えたから、その分だけは減額してお支払いになるのか、それとも、それは無理だろうと。やはり国も進めてることだから、9月の議会でこれについては補正をお願いして、こういう時だからやるんですよというような思いでおられるのか。あの、やはりね、あの、町は大豆を作ったらいくらですよ、いくらになりますよというようなことで始めております、今年ね。ですから、これが違うということになれば、それは町民の方はおかしいぞと、当然そういうのが出てまいります。そのへんのことは今しっかりこう、やっておかなければ。私は補正でも組むべきだというふうに考えて、こういうことを申し上げてるんです。あの、議長、しばらく休憩してください。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時50分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） はい。時間を取っていただきまして大変申し訳ございませんでした。先ほどの、大豆が増えたことに関連して、まあ交付金等がどうなるのかという御質問でございましたが、まず1点、大豆につきましては、先ほど宮川議員のほうからもありましたとおり、町としては戦略作物という位置づけをいたしております。で、戦略作物につきまして、単価を下げるというのは好ましくないというような指導は県のほうから受けているところでございます。で、今回の作付の動向を見ますと、大豆だけで約300万ほど増えるのではないかとというような予測をいたしております。で、他の大豆以外に、花の5品目等も戦略作物として指定をしておりますが、詳細につきましては、地域再生協議会等で単価等は決めておりますので、まあ単価は下げないという前提ではございますが、詳細については、協議会の中では再度検討をさせていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） はい。あの、是非ですね、地域再生協議会、これのほうでもう1

回検討していただいて、やっていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしとき
ます。

○議長（緒方哲哉君） 他にありませんか。 2番。

○2番（佐野安春君） はい。1点だけ。地震関係でいろいろ質問があつてますが、私も
1点だけですね、あの、義援金のことなんですけども、あの、こちらのほうにですね、配分
委員会で継続、検討中というのがありますが、あの、全壊、半壊というようなことで、義援
金をお支払いすると。重傷者に対してもお支払いするということが載っておりますが、あの、
新聞とかでもよく、一部損壊にもですね、というような声がよく載ります。町民の中でもで
すね、かなりあの、そういった声はあります。いちばんまあ被害が大きいのは、一部損壊に
遭われた方だというふうに思いますし、一部損壊といえどもですね、まあ、場合によっては
補修費用が500万以上かかるというような方もいますし、100万はもう結構ざらだというふう
にですね、あります。これからですね、検討される上でですね、そういったあの、町民の
ですね、状況なんかも考えてですね、配分委員会で検討されるということですが、町としても
そういう、お考えはですね、あるのかどうか、そういうところをおたずねしたいと思います。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 義援金の配分のことで今質問いただきましたけれども、特に被災
がひどかった益城町、西原村、南阿蘇の義援金の状況と、それから本町における状況とは若
干あの、金額的にも一桁以上違う、まあ一桁、十数以上ですね、の開きがあるように思いま
す。で、今現在あの、配分委員会のほうで検討していただいておりますけれども、そのへん
の状況もですね、やっぱり考えながら最終決定すべきだろうというふうに思います。あとの、
益城を除いた、上益城郡の平坦の町の中では、あとはもう状況的にはあまり変わらないので、
まあ、他町の動向もですね、まあ参考にしながら町として、どういう決定をするのか最終的
に考えたいというふうに思っております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） はい。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

本案に対する賛成者の発言を許します。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 11番。本田議員。

○11番（本田 新君） 承認第12号専決処分の報告及び承認についてでございますが、今
回の熊本震災につきまして、7月20日付でこの補正が提出されました。中身見てみますと、
主に農業予算とあと、乙女小学校関係、教育関係の補正が組まれておるというふうに思っ
ております。何ら問題なくこの、承認したいと思っておりますけども、ひとつ今後ともよろしくお願
いをし、頑張ってくださいというふうに願ひます。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第12号専決処分の報告及び承認についてを採決します。本案は原案のとおり

承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8議案第41号工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（荒田慎一君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。議案第41号について御説明申し上げます。

議案第41号工事請負契約の締結について。龍野小学校校舎増築等工事について下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。平成28年8月16日提出。町長名です。記、契約の目的。龍野小学校校舎増築等工事。2、場所、熊本県上益城郡甲佐町大字上早川地内。3、契約金額、2億9,160万。4、契約の相手方、熊本県熊本市中央区帯山1丁目44番36号、味岡建設株式会社熊本支店取締役支店長 味岡俊彦。5、契約の方式、条件付き一般競争入札。提案理由につきましては、省略させていただきます。皆さん、お手元に図面等を配布しておりますけれども、図面にて工事の概要を説明させていただきたいと思っております。1ページをお願いをしたいと思います。はい。この図面につきましては、全体の配置図になっております。中央の部分の上段になりますけれども、ピンク色で示している部分が校舎等の増築箇所で建築面積が325.05㎡になります。また、中央部分に色つけしてありますけれども、この部分がエレベーター等と渡り廊下等の増築箇所、エレベーター等の建築面積が45.7㎡になっております。渡り廊下等につきましては、建築面積が21.25平米になっております。平方メートルになっております。吹きさらしの渡り廊下の建築面積が5.78㎡になります。続きまして、すみませんが3ページのほうをよろしく願いいたします。この校舎図面につきましては、校舎1階の平面図になっております。増築部分と改築部分がありますので、増築工事のほうから説明させていただきます。ピンクの色かけの部分になります。図面の右側になりますけれども、現在の職員駐車場があるところに、増築工事を行います。図面に示しているとおりに、会議室相談室を新たに増設し、職員玄関及び給食配膳室等を新設をいたすように行っております。中央部分になりますけれども、中央部分にはエレベーター等を増設します。それに伴いまして体育館に行く渡り廊下を新設いたします。これにつきましては、校舎2階も同様の工事を行いたいと思っております。続きまして、改修の工事の説明をさせていただきたいと思っております。黄色い部分になります。右側の部分でございますけれども、今、倉庫と更衣室となっておりますが、これにつきましては、現在の給食配膳室の改修を倉庫と更衣室等に改修を行いたいと思っております。中央部分でございますけれども、中央部分に男子トイレと女子トイレがありますが、その間に今現在倉庫がありますけれども、その部分を多目的トイレに改修をいたします。また、男子トイレ、女子トイレそれぞれ和式トイレがありますが、それを1

個ずつ洋式トイレに改修を行います。これにつきましては、2階も同様のトイレの改修を行いたいと思っております。また、流し台に3カ所色つけがつけてありますけども、これにつきましては、増築工事に伴いまして、浄化槽の入れ替え等を行いますので、その配管の取り付け工事を行います。これにつきましても、2階も同様な形で工事を行いたいと思っております。4ページをお願いをしたいと思っております。この図面につきましては、2階部分の図面の平面図となっております。3ページと同様、増築の部分から説明させていただければと思います。右側ですけども、新設する増築部分の2階の部分になりますが、多目的教室、あと、少人数教室とトイレを新設をさせていただきます。増築部分の隣に黄色い部分で色かけをしてありますけども、この部分については、現在の図工室を家庭科室に改修を行います。また、廊下の部分につきましては、現在、パソコン教室と図工室の間にですね、段差がありますので、この解消といたしまして、廊下をバリアフリーに改修を行う予定と、改修を行います。その他中央部分につきましては、2ページで説明させていただいたとおりとなっておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。続きまして、6ページのほうをよろしくお願いをしたいと思っております。6ページにつきましては、立面図となっております。上から3段目までが校舎の立面図となります。いちばん上段につきましては、南側からの立面図ということで、増築部分につきましては、右側の部分が増築の部分というかたちとなっております。いちばん下にエレベーター等と渡り廊下の立面図を載せさせていただいております。最後に7ページをお願いをしたいと思っております。この図面につきましては、工事中の児童の通学経路及び給食車等の搬入経路等を示している図面となっております。薄い黄色の部分がありますけども、この部分が工事作業エリアとなりますので、学校への進入につきましては、全て正門の南側、運動場の入り口ですね、今現在の運動場の入り口から通学、登下校のかたちで入っていただくようなかたちとなっております。児童の経路につきましては、ピンクの線で示しております。また、給食車の搬入につきましては、オレンジの線でさせていただいております。あと、学校と来賓の皆さんの方の進入につきましては、青色の線でそれぞれ示させていただいております。あと、工事車両につきましては緑の線でですね、示している状態であります。一応、工事中につきましては、避難経路といたしまして、今現在、プールのところに仮設の避難経路のほうを作るように、行うようにしております。あと、図面につきましては、2ページに体育館とエレベーター等の1階部分の平面図、あと、5ページには3階というか、屋根の部分の平面図を添付しております。また、別途資料といたしまして、工事請負契約の写しをお配りをしておと思いますが、御覧いただいでよろしいでしょうか。甲佐町の公共工事請負仮契約書となっております。また、2枚目には工事契約書の解体工事にかかる費用等ということで、別紙のとおりとなっておりますが、その別紙を資料2ということで添付をさせていただいております。この契約書につきましては、議会の議決が得られたときに本契約というかたちになりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。尚、工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合は、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施させていただき、最終的な変更が固まった時点で、変更契約の締結につきまして議事に御提案させていただくということで御了承いただきますようよろしくお願いをいたします。

ます。以上、龍野小学校の増設工事等概要説明と請負契約の締結につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） はい。説明が終わりました。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

○5番（福田謙二君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 5番。福田議員。

○5番（福田謙二君） はい。5番。まずですね、この入札に参加された会社と入札金額、それともう1点、この条件付き一般競争入札、この条件付きというのは、どういう条件なのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） それでは私のほうからお答をさせていただきます。入札に参加された企業でございますけれども、3社ございまして、光進建設株式会社、株式会社松島建設、それと味岡建設株式会社熊本支店さんの3社でございました。それと、条件付きということでございます。条件付きにつきましては、入札参加資格を満たす方ということで、公告告を行っておるところでございます。格付等級などについて資格を設けておりまして、格付等級につきましては、平成27、8年度熊本県工事入札参加者資格審査における建築一式工事の等級区分がA1であるもの、その他いくつかございます。その他、工事実績に関する事項ということで、平成17年度以降、元請けとして国内において完成した建築一式工事で鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造による学校施設（校舎、体育館の新築工事、増築、増築部分のみで条件以上）工事または、改築工事で工事金額1億9,000万円以上の施工実績を有すること、ということでその他条件をしておるところでございます。

○5番（福田謙二君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） はい。ありがとうございます。あの、この金額というのはやっぱりいちばん安かった金額ですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） はい。いちばん安く入札された業者の金額でございます。

○5番（福田謙二君） 他の金額はどれくらいぐらい。

○総務課長（内山洋君） はい。味岡建設のほうで、そこにありますように、入札金額が2億7,000万。それと、光進建設株式会社が2億7,200万。株式会社松島建設が2億7,290万円ということで、それぞれ落札率、入札率につきましては、味岡建設さんのほうが89.62%という入札率でございます。

○5番（福田謙二君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） はい。5番。工事ていうのが、まあ、発注されてから、その、工事が始まるのは夏休み期間中もあつたかと思えますけども、今回、夏休み期間ていうのは、工事はされないわけですかね。もう。今度の震災によってだいが、その、遅れとるかと思

ますけども、その点は。まあ、予定としては夏休みもする予定であったっすかね。いちばん最初は。

○**学校教育課長（荒田慎一君）** 議長。

○**議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

○**学校教育課長（荒田慎一君）** はい。お答えいたします。工事につきましては、夏休み期間中も行う予定でございました。また、今日、もし議決いただけるのであれば、まだ夏休み期間中、あと10日程ありますので、夏休み期間中できる部分については工事を行っていきたいというふうに思っております。以上です。

○**議長（緒方哲哉君）** 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これより質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

次に本案に対する賛成者の発言を許します。

○**5番（福田謙二君）** 議長。

○**議長（緒方哲哉君）** 5番。

○**5番（福田謙二君）** 議案第41号工事請負契約の締結について。立派な竜野小学校をですね、できますことを願ひまして何ら異議なく賛成いたします。

○**議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから議案第41号工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

奥名町長。

○**町長（奥名克美君）** 平成28年第1回臨時会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。本日は御提案をいたしました案件について、慎重審議の上、いずれも原案どおり御議決いただきまして誠にありがとうございます。本日御議決をいただきました、龍野小学校校舎増築等工事につきましても、早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、御承認をいただきました条例及び補正予算により、災害復旧及び被災者支援に向け、全力をあげて取り組んでまいります。更に、審議の中で御指摘をいただきましたことは、今後の町政執行にも生かしてく所存であります。今後とも町政発展のため、特段の御協力と御指導をいただきますよう、心からお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） それでは、本日可決承認されました専決処分の承認4件、工事請負契約締結の1件については、今後の町政執行に万全を期されますことを念じ、これをもって平成28年第1回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後4時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
平 成 2 8 年 第 1 回 臨 時 会

平 成 2 8 年 8 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広
作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン Ⅱ (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4